

まちなか再生支援事業

(事業開始年度：平成20年度)

— (一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団) —

事業の目的・概要

まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的・実務的ノウハウを有する専門家に業務の委託等をする費用の一部を助成することにより、民間能力を活用してまちなかの都市機能等の維持・拡大を総合的な側面から支援し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするもの。

事業実施主体

市町村

助成事業等

助成内容

- 次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。
- (1) 市町村が、まちなか再生事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー又はまちなか再生プロデューサーが所属（委嘱される場合を含む。）する法人と業務の委託契約（以下「契約」という。）を締結するものであること。
 - (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
 - (3) 市町村と、まちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等効果的に実施される仕組みを有するものであること。
 - (4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
 - (5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。
 - (6) 助成対象業務に係る助成金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。
 - (7) 助成対象業務の目的や内容が「地方創生」に資するものであること。

助成率等

助成対象事業に係る契約金額の2/3以内
(1市町村あたり700万円以内)

県内事例

(平成21年度まちなか再生総合プロデュース事業)
・延岡市（延岡駅周辺地区）
延岡駅周辺の賑わいを再生するため、市民の思い反映させた都市機能の再整備構想を策定するとともに行政・商店街・市民団体による「まちづくり」ネットワークを構築し、それを通して持続的に「まちづくり」に携わる人材の発掘と育成を実施。

※ 当事業でいう「まちなか再生」とは、まちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、賑わいの喪失、街としての魅力・求心力の低下等の様々な課題に対し、まちなか空間の維持保全・環境改善・施設整備、インバウンド需要の活用を含む地域資源のプロモーション、それらの担い手たるコミュニティの再生・人材の育成・組織の設立等に向けた活動を行うことにより、まちなか空間における生活及び交流拠点として都市機能等の維持・拡大を図ることを指す。

県主管課名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2229
-------	-------------------------------	------	--------------------

ふるさとものづくり支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— (一財)地域総合整備財団 (ふるさと財団) —

事業の目的・概要	<p>企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進するもの。</p>
事業実施主体	<p>市町村</p> <p>なお、市町村が支援を行う企業等は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1)申請時点において、法人格を有する。</p> <p>(2)債務超過の状況でない。</p> <p>(3)新商品を自らが研究開発し、その商品を製造又は販売できる者。</p>
対象事業等	<p>1 A～Cタイプ</p> <p>将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業。経費の規模に応じて補助金を交付。</p> <p>2 Dタイプ</p> <p>これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等を実施する事業。</p> <p>3 対象とならない事業</p> <p>(1)国庫補助を受けている事業</p> <p>(2)企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業(A～Cタイプ)</p>
補助率等	<p>1 補助率</p> <p>補助対象経費の2/3以内</p> <p>ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯において行われる場合には9/10以内。</p> <p>2 補助上限額</p> <p>Aタイプ：1,000万円以内</p> <p>Bタイプ：500万円以内</p> <p>Cタイプ：100万円以内</p> <p>Dタイプ：200万円以内</p>

県 主 管 課 名	総合政策部 中山間・地域政策課 (地域総合調整担当)	電話番号	26-7035 内線：2229
-----------	-------------------------------	------	--------------------

みやざきフードビジネス相談ステーション

(事業開始年度：平成25年度)

— 県 —

事業の目的・概要

フードビジネスに取り組む事業者の課題解決を各分野の専門家が支援することで、フードビジネスの創出と拡大を図る。

事業実施主体

公益財団法人 宮崎県産業振興機構

対象事業等

宮崎駅前のKITENビル内に設置した「みやざきフードビジネス相談ステーション」において、各分野の専門家が、フードビジネスに取り組む事業者からの様々な相談に無料に対応。

- 相談時間 月曜日 ～ 金曜日（要事前予約）
午前9時 ～ 午後5時
- 電話受付 0985-89-4452
月曜日 ～ 金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時15分
- 場 所 KITENビル 3階
(宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンスフィア壱番館)
- 相談内容
 - ・ 新商品開発
 - ・ 農商工連携・6次産業化
 - ・ デザイン
 - ・ 販路開拓
 - ・ 各種補助事業の活用 など

県 主 管 課 名	総合政策部 産業政策課 (企画推進担当)	電話番号	26-7052 内線：2249
-----------	-------------------------	------	--------------------

ひなたMBA（フードビジネス部門）

（事業開始年度：平成26年度）

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>フードビジネスの振興を担う食関連産業の発展のため、当該産業への就職を希望する者から若手社員・幹部社員など各階層・担当職位等に応じた人材育成プログラムを実施する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>県</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>「商品開発」、「生産・衛生管理工程のデジタル化」及び「販路開拓・拡大」等のプログラムから構成され、実践的なスキル習得を目指した各種講座を開講</p> <p>①【商品開発】 商品の企画から商品化までに必要となる技能を習得するための講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工技術を向上させるための講座 ・ 包装容器やパッケージデザインに関する講座 ・ 食品表示に関する講座 ・ 官能評価に関する講座 など <p>②【生産・衛生管理工程のデジタル化】 生産工程や HACCP に基づく衛生管理工程のデジタル化を通じた、生産性の向上及び品質管理の向上に必要となる知識・ノウハウを習得するための講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル化導入事例の事業紹介 など <p>③【販路開拓・拡大】 販路開拓・拡大を図るために必要となる技能を習得するための講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業力を高める講座 ・ インターネット販売に関する講座 など <p>④【MIYAZAKI FOOD AWARD】 本県産の優れた農畜水産物を活用して開発・改良された新商品を県内外のバイヤー等が審査し、表彰するコンテストの開催</p>		
<p>対象者</p>	<p>県内のフードビジネス関連企業関係者 フードビジネス関連企業への就職を希望されている方</p>		
<p>参加条件</p>	<p>アンケート等の調査への協力</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>総合政策部 産業政策課 （企画推進担当）</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7052 内線：2249</p>

中心市街地再活性化特別対策事業

(事業開始年度：平成10年度)

— 総務省地域力創造グループ地域振興室 —

事業の目的・概要

「まちの顔」である中心市街地の空洞化が進行していることから、市町村が集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業を地域の実情に即して効率的に実施し、中心市街地の再活性化を促進できるよう財政措置を講じる。

事業実施主体

市町村

対象事業等

市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。

対象事業の例示

1 公共施設整備事業

- (1) 集客力を高める施設の整備
 - ・多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等
- (2) 地域の産業の振興に資する施設の整備
 - ・展示施設、物産会館等
- (3) 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
 - ・ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等
- (4) 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備
 - ・託児所、親子交流サロン、学習コーナー等

2 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの（多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。）に対する市町村の助成事業。

財政措置

- 1 地方債の同意・許可
 - 一般単独事業債・一般事業の対象とし、充当率は75%とする。
- 2 交付税措置
 - 地方債の元利償還金の30%に相当する額について、特別交付税により措置する。

県 主 管 課 名	総務部 市町村課 (財政・地方債担当)	電 話 番 号	26-7022 内線：2158
-----------	------------------------	---------	--------------------

経済活動助成事業
(海外販路開拓支援・インバウンド支援)

(事業開始年度：平成27年度)

— (一財) 自治体国際化協会 —

事業の目的・概要	地方公共団体の海外販路開拓および海外観光客誘致に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のために実施する、助成とサポートが一体となった事業。		
助成対象団体	都道府県及び市区町村		
対象事業等	<p>1 助成対象団体が実施する事業のうち、事業実施によって将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業で、次のいずれにも該当するもの。</p> <p>(1) 地方公共団体の地元産品等の海外における販売促進のために実施する事業又は当該地方公共団体への海外観光客の誘致促進のために実施する事業</p> <p>(2) 原則として新規事業とし、継続事業であっても特色が示せる事業</p> <p>2 次のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。</p> <p>(1) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業</p> <p>(2) 単なる資金供与だけの事業</p> <p>(3) 補助対象経費が200万円以下の事業</p>		
助成対象経費	<p>1 事業の実施に要する経費。ただし、事業参加業者負担金や売上など他の収入がある場合は、総額から当該収入を控除した額。</p> <p>2 助成対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。</p> <p>(1) 補助金</p> <p>(2) 職員旅費</p> <p>(3) 他用途に転用可能な備品整備等</p> <p>(4) 工事を伴う施設整備等</p> <p>(5) 経常的経費</p>		
助成額	<p>助成対象経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。</p> <p>(1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円</p> <p>(2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円</p>		
県内事例	平成31年度 宮崎県：「拓け！海外市場」OJTによる海外ビジネスチャンス創出事業（アジア）		
県主管課名	商工観光労働部 観光経済交流局 オールみやざき営業課 (国際交流・旅券担当)	電話番号	44-2623 内線：2087

未来みやぎき地域商業活性化支援事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

事業の目的・概要	<p>未来のまちづくりを担う人材の育成や商店街のビジョン作成等の支援を行い、魅力ある商店街の創出や活動促進を図るとともに、多様な主体と連携した商店街の取組や地域商業を取り巻く課題に対応する取組など、にぎわい創出につながるモデル的な取組を支援し県内市町村への波及を図ることで、商店街等の地域商業の活性化につなげる。</p>		
事業実施主体	<p>下記①、②の事業 市町村、地域の事業者と「地域」「産業」「観光」等の他の主体との組合せによる団体・グループ、まちづくり会社、商工会議所若しくは商工会議所連合会、商工会若しくは商工会連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、特定非営利活動法人、公益法人、事業協同組合若しくは事業協同組合連合会、任意の商店街組織（活動実績及び組織体制を有し、市町村長が適当と認めるもの）又は商店街において事業を営む者（市町村が実施する補助を受ける場合）</p> <p>下記③の事業 宮崎県商店街振興組合連合会</p>		
対象事業等	<p>① 地域商業活性化プラン策定等支援</p> <p>(1) 地域商業活性化に向けたプランの策定に対する支援</p> <p>(2) 中心市街地活性化基本計画認定に向けた計画策定の取組に対する支援</p> <p>(3) 地域商業活性化に向けた体制構築（協議会の設置等）に対する支援</p> <p>② 地域商業活性化実践支援</p> <p>(1) リノベーションまちづくり等の商店街の空き店舗対策に対する支援</p> <p>(2) 多様な主体と連携した商店街等のにぎわい創出に対する支援</p> <p>(3) タウンマネージャーの設置等の人材確保・人づくりに対する支援</p> <p>(4) 買物弱者、キャッシュレス化、子育て等の社会的課題に対応した取組に対する支援</p> <p>(5) 免税機器の整備等の外国人旅行者に対応した取組に対する支援</p> <p>(6) 地域商業活性化に向けたプラン、中心市街地活性化基本計画等に基づく取組に対する支援</p> <p>③ 商店街ステップアップ支援</p> <p>高校生や地域の多様な主体を交えて、商店街の在り方を学びビジョンを設定する研修会の実施、ビジョンを基にした商店街の取組支援、それらの情報発信等を行う。</p>		
補助率等	<p>(1) 補助率</p> <p>上記①、②の事業 県の財政力指数未満 1/2 以内</p> <p style="padding-left: 150px;">// 以上 1/3 以内</p> <p>※ 事業実施主体が市町村以外の場合の補助対象経費は市町村が補助する経費とする</p> <p>(2) 補助限度額</p> <p>上記①、②の事業 1,500 千円</p>		
県 主 管 課 名	商工観光労働部 商工政策課 (商業振興担当)	電話番号	2 6 - 7 1 0 2 内線：2 5 4 6

地域課題解決型起業支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

事業の目的・概要

本県の様々な社会的課題に関して自ら起業、または Society5.0 関連分野において事業承継、第二創業し、これらの課題解決・支援に取り組む事業者に対し事業に要する経費を補助することで、県内の地域の活性化と地域創生の実現を図る。

事業実施主体

県の補助を受け、公益財団法人宮崎県産業振興機構が実施

対象事業等

○対象者

(1) 新たに創業する場合

- ・公募開始日～事業期間完了日の間に開業届出または法人設立する者
- ・県内に居住、または事業期間完了日までに県内に移住する者
- ・法人登記または個人事業の開業届出を県内で行う者

(2) 事業承継または第二創業する場合

- ・公募開始日～事業期間完了日の間に Society5.0 関連分野で事業を事業承継または第二創業により実施する者
- ・県内に居住、または補助事業期間完了日までに県内に居住する者
- ・事業継承または第二創業により新たに実施する事業を県内で行う者

○対象事業

次のいずれにも該当する事業

- ・本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること【社会性】
- ・提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること【事業性】
- ・地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと【必要性】
- ・地域産品を活用したフードビジネスや観光関連（グリーンツーリズム等）、鳥獣被害対策、地域経済循環（地域商社等）、子育て支援、移住対策、地域おこし、買物弱者対策、地域交通対策、高齢者支援、防災・減災など持続可能な社会づくりの分野であること
- ・県内で実施する事業であること
- ・公募開始日～事業期間完了日の間に起業、事業継承、または第二創業する事業であること

○対象経費

従業員に直接支払う人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等の事業に要する経費

補助率等

対象経費の2分の1、上限額200万円

県主管課名	商工観光労働部 商工政策課 (商工団体担当)	電話番号	26-7098 内線：2537
-------	---------------------------	------	--------------------

稼ぐ観光地域づくり推進支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>観光振興の最重要課題である稼ぐ観光の実現に取り組む地域を集中的に支援することで、事業効果のさらなる増大を図り、魅力的で持続可能な観光地域づくりを推進する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村、市町村観光協会等 ※補助対象は市町村（実施主体が市町村以外の場合は間接補助）</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>稼ぐ観光地域づくりのための方針や計画策定に当たって、マーケティング調査などのソフト事業及び物品や備品といったそれに付随するハード事業に係る経費の一部を補助する。</p> <p>【スタートアップ支援】 専門人材を活用してマーケティングに基づく稼ぐ観光地域づくりの計画の策定から、当該計画に基づいた具体的な取組までの支援を行う。</p> <p>【ステップアップ支援】 既に行っている意欲的な観光地域づくりの取組について、新たなメニューの開発や規模拡大など稼ぐ観光地域としての更なる磨き上げに繋がる取組を支援する。</p>		
<p>補助率</p>	<p>【補助限度額】 補助対象経費の2分の1以内（財政力指数に応じた調整係数を乗じる。）</p>		
<p>補助限度額</p>	<p>ソフト事業及びそれに付随するハード事業 2,000千円 (うちハード事業は上限1,000千円以内)</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課(観光戦略担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7104 内線：2555</p>

みやざきユニバーサルツーリズム推進事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>宿泊施設や観光地における公衆トイレのユニバーサルデザイン化等を推進することにより、全国障害者芸術・文化祭や令和8年度の全国障害者スポーツ大会に向けた受入体制が整備される。 また、障がいのある方や高齢の旅行者が心配なく本県を訪れることができ、旅行業者もそれらの方々向けの本県の旅行商品を造成しやすくなり、観光客の増加が見込まれる。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村、宿泊事業者等</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>(1) 宿泊施設のユニバーサルデザイン化 県内の宿泊施設及び当該施設の敷地内で行う、以下のユニバーサルデザイン化のための整備費用の一部を補助する。 (ア) 客室（出入口、浴室等） (イ) 施設内通路 (ウ) 駐車場、 (エ) 駐車場、建物出入口及び受付の間の通路 (オ) レセプション (カ) 施設内レストラン、ショップ (キ) トイレ (ク) その他設備</p> <p>(2) 観光地における公衆トイレのユニバーサルデザイン化の整備 県内観光地において観光客に対し広く無料で開放されている既存の公衆トイレで行う、以下のユニバーサルデザイン化のための整備費用の一部を補助する。 (ア) 多目的トイレ (イ) 車いす使用者用トイレの整備 (ウ) 多様な身体状況や家族構成に対応するためのユニバーサルデザインに配慮した設備の導入</p> <p>(3) 観光地におけるユニバーサルツーリズムの推進に関する機器の導入 県内観光地において、障がい者や高齢者、ベビーカー連れの家族等の移動等が困難な方をサポートするための以下の機器の導入に要する費用の一部を補助する。 (ア) サポート用の機器の導入（車いす、手すりなど） (イ) 障がい者等も参加しているアクティビティ用の機器の導入（ビーチ用車いす、ビーチマットなど）</p>		
<p>補助率</p>	<p>すべての事業 補助対象経費の1/2</p>		
<p>補助限度額</p>	<p>(1) の事業 上限 5,000千円（1施設あたり） (2) の事業 上限 500千円 ※多目的トイレ・車いす使用者用トイレは上限1,000千円 (3) の事業 上限 500千円</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課（観光戦略担当）</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7104 内線：2553</p>

【 商工業・観光 】

新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業費
受入体制整備支援事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、観光を取り巻く環境や人々の意識が変化したことを受けて、新しいニーズに対応した観光地域づくりを推進する。</p>
<p>事業実施主体</p>	<p>市町村、市町村が設置する観光施設を管理するもの者</p>
<p>対象事業等</p>	<p>市町村等が行う新しいニーズに対応した観光地域づくりのために実施する下記(1)(2)の取組に要する経費</p> <p>(1) 自然景観等を生かした誘客のための施設整備等 自然景観やビュースポット及びその周辺の整備、施設整備に付随するソフト事業</p> <p>(2) 体験型観光のための施設整備等 体験型観光を推進するための施設の新設や既存施設の付加価値向上のための整備、施設整備に付随するソフト事業</p>
<p>補助率</p>	<p>【補助限度額】 補助対象経費の2分の1以内（財政力指数に応じた調整係数を乗じる。）</p>
<p>補助限度額</p>	<p>ハード事業及びそれに付随するソフト事業 上限5,000千円 (うちソフト事業は上限2,500千円)</p>

<p>県主管課名</p>	<p>商工観光労働部 観光経済交流局 観光推進課(観光戦略担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7104 内線：2553</p>
--------------	--	-------------	----------------------------

企業立地促進補助金

(事業開始年度：平成7年度)

— 県 —

事業の目的・概要

立地企業の工場建設等の初期投資、新規雇用に対し補助を行い、地域経済の振興と雇用の拡大並びに本県産業構造の高度化を図る。

事業実施主体

県

対象事業等補助基準率

- 1 補助金対象施設
工場等（製造業を営む工場、情報サービス産業又は流通関連業を営む事業所、試験研究機関等）を県内に立地するもののうち、雇用人数や投資額など一定の要件を満たすものに対し、工場建設等の初期投資及び新規雇用に対する補助を行う。なお、情報サービス産業にあっては、高速通信回線の使用料等についても補助する。

2 制度の要件等

【一般案件】

区分	業種	要件等	交付要件		補助金の額				新規県内雇用者割加算					限度額
			新規県内雇用者数	新規県内雇用者割及び転勤者割	補助対象経費割		特定団地 ※1	指定地域 ※2	重点分野 ※3	県内給与水準引上 ※4	UIJターン ※5			
					交付要件	補助率						万円	万円	
新設 ※6	製造業 ※8	6	30	2	4	10	10	10	30	30	2			
	試験研究機関	6	30	基準なし	4						5			
	情報サービス産業	6	60	基準なし	8						5			
	コールセンター	6	50	基準なし	8						5			
	流通関連業	2	1	30	1						2	2		
増設 ※7	製造業	1	1	10	5	1	—	10	30	30	1			
	試験研究機関	1	1	10	1	1					2.5			
	情報サービス産業	1	1	20	1	2					2.5			
	コールセンター	5	1	20	1	2					2.5			
	流通関連業	3	1	10	2	1					1			

※1 特定団地とは、宮崎フリーウェイ工業団地に立地する場合をいいます。
 ※2 指定地域とは、中山間地域（宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）第2条第1項第1号から5号に定められた中山間地域（一部地域のみ旧市町村区域を除く））に立地する場合をいいます。
 ※3 雇用者割加算対象となる重点分野とは、フードビジネス関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療機器関連産業、自動車関連産業、先端産業分野の5つの分野をいいます。
 ※4 県内給与水準引上とは、全国平均給与額（業種毎）以上の給与を受給する新規県内雇用者数が、全新規県内雇用者数の3分の2以上を占める場合をいいます。
 ※5 UIターン（者）とは、勤務開始日の1年前の日から勤務開始日までに県外から転入してきた新規県内雇用者をいいます。
 ※6 新設とは、県内に本社や工場を有しないものが県内で新たに工場等を設置すること、県内に本社や工場等を有するものが現在営む業種と異なる立地対象業種に参入するために増設すること、又は、特定団地内において増設することをいいます。
 ※7 増設とは、県内に本社や工場等を有するものが県内で新たに工場等を設置すること又は既存工場等の規模拡大を行うことをいいます。
 ※8 高度な環境制御を行う「植物工場」は製造業として補助対象となります。
 ※9 コールセンター未集積地域に立地する場合に適用されます。令和3年4月1日現在の対象市町村は、宮崎市以外の25市町村です。なお、定期的に対象市町村の見直しを行います。

【大規模立地案件】

業種	要件等		交付要件		補助金の額		新規県内雇用者割加算			限度額 億円
	新規県内 雇用者数	補助対象 経費額	新規県内 雇用者割	補助対象 経費割	特定団地	指定地域	重点分野			
	人以上	億円超	万円	%	万円	万円	万円			
製造業	101	150 (リース取引除く)	30	4	10	10	10		10	
	201	250 (リース取引除く)							20	
	301	500 (リース取引除く)							30	
	401	750 (リース取引除く)							40	
	501	1,000 (リース取引除く)							50	
情報サービス産業	301	1	60	8	10	10	10		8	

<情報サービス産業の場合>

○ 一般案件の年間通信回線等利用料及び施設整備費の補助に加え、操業開始から3年以内に要したオフィス賃借料の2分の1を補助
(限度額：1坪あたり1万円)

【困難地域立地案件】

業種	要件等		補助金の額		新規県内雇用者割加算			限度額 億円
	新規県内 雇用者数	補助対象 経費額	新規県内 雇用者割 及び 転勤者割	補助対象 経費割	重点分野	県内給与 水準引上	UIJ ターン	
	人以上	万円	万円	%	万円	万円	万円	
製造業	3		40	4	10	30	30	2
試験研究機関			40	4				5
情報サービス産業			100	8				5
流通関連業			40	2				2
知事特認業種 ※2			40	4				2

※1 定期的に対象となる市町村の見直しを行います。(令和3年4月1日現在の対象自治体は西米良村、諸塚村、日之影町、五ヶ瀬町の4町村です。)

※2 知事特認業種とは、立地対象業種(製造業、試験研究機関、情報サービス産業、流通関連業)以外の業種のうち、知事が地域の活力向上に寄与すると特別に認める業種をいいます。

県 主 管 課 名	商工観光労働部 企業立地課 (企業立地企画担当)	電話番号	26-7573 内線：2586
-----------	-----------------------------	------	--------------------

工業技術センター、食品開発センター、機械技術センター

— 県 —

事業の目的・概要

工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターにおいて、県内企業の新製品開発・研究開発等における技術的課題解決のため、依頼試験、設備利用、技術指導・相談対応等を行い、技術力向上を支援する。

事業実施主体

県

対象事業等

- (1) 依頼試験
県内企業等からの要請に応じ、製品等の試験・分析・測定等を行う。製品や食品などの成分分析や各種材料の強度試験など、様々な分野に関する試験が可能。
- (2) 技術指導・相談対応
県内企業から、技術的な課題について相談を受け、課題解決のためのアドバイスをを行う。
- (3) 共同研究
各センターが有する基盤技術を基に、企業が実用化を目指す新製品や新技術を開発するため、当該企業と共同で研究開発を実施。
- (4) 設備利用
県内企業自ら各種試験・分析を行うために、工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターの有する試験・分析・加工機器の設備利用が可能。各種分析装置・EMC 機器・食品加工機器・デザインに関する機器など多様なニーズに対応。

※新たな機器を整備し、県内企業の技術開発をサポートしています。
※機械技術センターは、県北企業を中心に支援しています。

<地域の農水産物を生かした商品開発・改良等に活用できる施設>

- ・フード・オープンラボ（食品開発センター）
そうざい等、菓子等、清涼飲料水の3種類の加工製造室を備え、試験販売のための製造や高いレベルの衛生管理・品質管理が学べる加工施設
- ・おいしさ・リサーチラボ（食品開発センター）
食品の味や食感、香り等をヒトの五感を使って評価する官能評価を実施するための施設

《お問い合わせ先》

- 宮崎県工業技術センター・宮崎県食品開発センター 企画・デザイン部
(宮崎市佐土原町上那賀16500番地2)
TEL 0985-74-4311 E-mail mitc-mfdc@pref.miyazaki.lg.jp
<https://www.iri.pref.miyazaki.jp/>
- 宮崎県機械技術センター（延岡市大武町39番地82）
TEL 0982-23-1100 E-mail info@mmtc.or.jp
<https://www.mmtc.or.jp/>

県 主 管 課 名	商工観光労働部 企業振興課 (技術支援担当)	電話番号	2 6 - 7 1 1 4 内線：2 5 2 7
-----------	---------------------------	------	-----------------------------

【 商工業・観光 】

宮崎県知財総合支援窓口

(事業開始年度：平成 28 年度)

－ (独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT) ・特許庁・県－

事業の目的・概要

中小企業等の特許・実用新案・商標・意匠など知的財産活動に関する悩みや課題をワンストップで解決できる支援を行うことによって、中小企業等の知的財産の活用（知的財産の重要性への”気づき”も含む）・事業化促進につなげ、地域の活性化、産業の競争力強化を図る。

事業実施主体

一般社団法人 宮崎県発明協会 (INPIT 宮崎県知財総合支援窓口)

対象事業等

「宮崎県知財総合支援窓口」において、弁理士・弁護士等の専門家や他の支援機関と連携しながら、中小企業等の知的財産に関する相談に一元的に対応し、知的財産の権利取得・活用を支援。(相談無料・秘密厳守・親切・丁寧)

○ 開設時間 毎週月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
午前 9 時～午後 5 時（予約制）

○ 電話受付 0 9 8 5 - 7 4 - 3 9 5 6

○ 場 所 宮崎県工業技術センター 2 F 一般社団法人宮崎県発明協会

【支援内容】

- ・ 地域ブランドの保護や地域協力体制の構築のための「地域団体商標」登録に関する相談
- ・ 商品に使用するネーミングの先行調査や、商標出願等に関する相談
- ・ 特許や意匠などの出願手続等の案内・アドバイス
- ・ 知的財産に関する専門家（弁理士、弁護士、コンサルタント）派遣
※弁理士や弁護士による相談会も定期的開催
- ・ 知的財産に関する最適な各種支援策を紹介

県 主 管 課 名	商工観光労働部 企業振興課 (技術支援担当)	電話番号	2 6 - 7 1 1 4 内線：2 5 2 5
-----------	---------------------------	------	-----------------------------

よろず支援拠点事業

(事業開始年度：平成26年度)

－ 中小企業庁経営支援課 －

事業の目的・概要

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に、経営コンサルティング、ITや知的財産等様々な分野の専門家が無料で対応するワンストップ相談窓口として、国が各都道府県に設置。

事業実施主体

公益財団法人宮崎県産業振興機構

対象事業等

- 対象者
中小企業・小規模事業者、NPO法人、社会福祉法人など中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方
- 予約電話
0985-74-0786 [平日8時30分～17時]
- 相談場所・相談時間 ※事前予約制
 - ・公益財団法人宮崎県産業振興機構 [平日毎日 9時～17時]
(宮崎市佐土原町東上那珂16500番2)
 - ・宮崎サテライト [平日毎日 9時～17時]
(宮崎市橘通東4丁目7-28 TOKIWA30ビル3階)
 - ・都城サテライト [月・火・木 9時～17時]
(都城市吉尾町473-1 都城工業高等専門学校 地域連携テクノセンター)
 - ・延岡サテライト [月・火・金 9時～17時※金曜日は9時～12時]
(延岡市東本小路121-1 延岡市中小企業振興センター2階)
 - ・日南サテライト [平日毎日 9時～17時]
(日南市岩崎3-7-15 日南油津商店街1番街内)
- 相談内容例
 - ・創業や起業する際の資金調達について知りたい。
 - ・取引先との契約書の内容や、事業に関連する法律について相談したい。
 - ・確定申告や年末調整、節税について相談したい。
 - ・電子決済やウェブサイトを活用した販売戦略について知りたい。
 - ・企業パンフレットを刷新して、企業イメージを印象づけたい。
 - ・親族ではない第三者に事業を引き継ぎたい。

県 主 管 課 名	商工観光労働部 企業振興課 (企業成長推進担当)	電話番号	26-7114 内線：2525
-----------	-----------------------------	------	--------------------